

# 夏の全国交通安全運動

## 第四十八号 (夏号)

# 交通安全通信



【期間】令和二年七月一日から二〇二〇日までの間実施されます。最終日は七月二〇日は「交通安全の日」です。

「スローガン」☆安全をつなげて、広げて事故ゼロへ

「運動の重点」①「子どもと高齢者の交通安全防止」

②「自転車の二輪車の安全利用の推進」

③「飲酒運転の根絶」

④「自転車の安全利用の徹底」

⑤「五則の周知と徹底」

改正道路交通法施行令では、自転車通行の危険性を考慮し、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。

## 自転車も罰金？

～地域安全教育センター～  
スルガ自動車学校

〒424-0204  
静岡市清水区興津中町522-1  
tel 0120-017-120



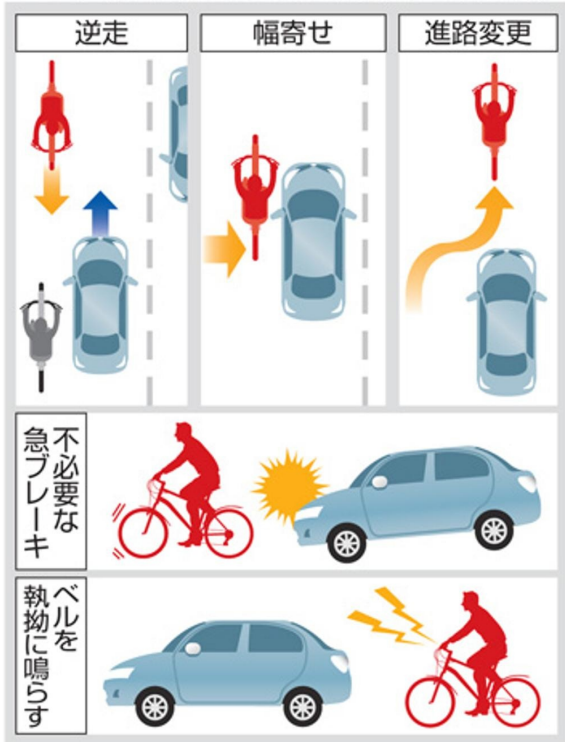
で、自転車はこれ、ス

**新しく追加される  
妨害行為とは**

ら以下に示す通り、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。

### 自転車の主なあおり運転例(イメージ)

※いずれも他の車両(自転車含む)の通行妨害目的



この「間」を「必要」な「急」な「ブレーキ」を踏む。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。

す。注意を払って運転してください。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。

か見直しが、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。また、自転車の通行を妨げる行為を厳しく罰する。

